

第4次埼玉県広域緑地計画策定に向けた調査委託に関する 提案募集要項

1 目的

埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第6条に基づき、「埼玉県広域緑地計画」を策定しているが、現行の「第3次埼玉県広域緑地計画」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとなっている。

このため、次期計画である「第4次埼玉県広域緑地計画」の策定に向けた調査を令和7年度中に実施する必要がある。

そこで、現行計画の評価、また、県民の緑に関する意識調査及び市町村の緑に関する状況調査を行い、「第4次埼玉県広域緑地計画」の素案を作成する。

これらの調査を委託により実施するために、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うこととし、次のとおり募集する。

2 委託業務名

第4次埼玉県広域緑地計画策定に向けた調査委託

3 委託業務内容

「第4次埼玉県広域緑地計画策定に向けた調査委託に関する仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。

4 業務の期間

契約の日から令和8年3月16日(月)まで

5 委託金額の上限額

10,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※ 当該金額は、2月定例会で審査中の予算額であり、審査の過程で変更になる場合がある。

※ 予算の範囲内で別途算定した予定価格とする。

6 参加資格の要件

応募できるのは、下記の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去10年以内において、本業務と同種又は類似業務について、地方公共団体等との契約実績があり、誠実に履行した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査

の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

- (6) 入札公告日において、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者。

7 企画提案参加申込書の提出

第 4 次埼玉県広域緑地計画策定に向けた調査委託業務の企画提案に参加を希望する場合は、あらかじめ、以下の書類を期限までに電子メールで提出し、下記 18 の担当者へ必ず着信確認の電話をすること。

- (1) 提出書類
 - ア 第 4 次埼玉県広域緑地計画策定に向けた調査委託企画提案参加申込書(様式第 1 号)
 - イ 連絡担当者調書(様式第 2 号)
- (2) 提出先
埼玉県環境部みどり自然課 みどり創出・担い手支援担当
(メール) a3140-13@pref.saitama.lg.jp
- (3) 提出期限
令和 7 年 3 月 18 日(火)午後 3 時 00 分まで

8 質問事項の受付

募集要項などの内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
令和 7 年 3 月 10 日(月)午後 3 時 00 分まで
- (2) 受付方法
「第 4 次埼玉県広域緑地計画策定に向けた調査委託業務企画提案募集要項の内容に関する質問書」(別添様式)に記入の上、電子メールで提出し、下記 18 の担当者へ必ず着信確認の電話をすること。なお、口頭による質問は原則として受け付けない。
(メール) a3140-13@pref.saitama.lg.jp
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せて、令和 7 年 3 月 14 日(金)までにホームページ上に掲載する。
なお、本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するおそれがある質問等には回答しない。
- (4) その他
書類の提出方法など事務手続きに関する質問はこの限りではない。

9 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

- (1) 法人概要調書(様式第 3 号)

パンフレット等、法人の事業概要が分かるものを添付すること。

(2) 業務実施体制調書（様式第 4 号）

(3) 誓約書（様式第 5 号）

下記のアからエの書類を添付すること。

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

イ 納税証明書（直近年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書）

ウ 印鑑登録証明書

エ 財務諸表類（直近 3 か年の貸借対照表、損益計算書の写し）

(4) 契約の履行について（様式第 6 号）

過去 10 年間に国又は地方公共団体が行う本業務と同種又は類似業務について、誠実に履行した実績を有していることを証する書類を添付すること。

(5) 「第 4 次埼玉県広域緑地計画策定に向けた調査委託業務企画提案書」（様式第 7 号）

企画提案書に添付する書類の様式は任意とするが、本要項及び第 4 次埼玉県広域緑地計画策定に向けた調査委託業務仕様書などに基づいて作成すること。A4 版片面カラーで作成し、添付する書類のページ数は 15 ページ以内とする。

企画提案書に記載する事項は、次のとおりとする。

ア 仕様書に記載する各業務の実施方法

調査を実施するにあたっての基本的な方針や考え方及び実施手法について記入すること。なお、事業の目的を達成するため仕様書に記載された以外の業務を行う提案をする場合は、当該業務に関する内容も併せて記載すること。また、提案の内容の実現可能性についても明記すること。

イ 事業実施のスケジュール案

ウ 運営体制

(6) 見積書（様式第 8 号）

10 企画提案書等の提出部数及び提出方法

電子データ及び紙媒体でそれぞれ提出すること。

(1) 提出部数

① 電子データ（データの拡張子は「.docx」「.xlsx」「.pptx」「.pdf」のいずれかとする）：一式

② 紙媒体：各 10 部（1 部は正本、他 9 部はコピー可）

※ 紙媒体はすべてホチキス 2 か所止めとし、ホチキス止めできないものは、別に各 10 部提出すること。

(2) 提出方法

① 電子メール又は CD-R 等の媒体に収録した上で持参・郵送

② 持参又は郵送

〈提出先〉

埼玉県環境部みどり自然課 みどり創出・担い手支援担当

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

（メール）a3140-13@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年3月21日（金）午後3時00分まで

- ア 持参の場合の受付時間は月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時00分（最終日は午後3時00分）とする。
- イ 郵送の場合は書留郵便など引き受け及び配達記録が残るものとし、上記期限までに必着とする。

(4) その他

- ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。
- イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。
- エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

11 プレゼンテーション審査

県が設置する第4次埼玉県広域緑地計画策定に向けた調査委託業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加者は提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーション（質疑応答を含む）を実施する。

(1) プレゼンテーション審査の実施日等

ア 実施日

令和7年3月28日（金）（予定）

イ 会場

さいたま市浦和区内

ウ 実施時間

参加者は企画提案書に基づき20分以内で提案内容についてプレゼンテーションを行うこと。なお、参加者のプレゼンテーション終了後に企画提案競技審査委員からの質疑（10分以内）を行う。

エ 機材等の持ち込み

プロジェクター等の機材の持ち込みを希望する場合は、持ち込む機材を3月21日（金）までに、下記18の担当者に連絡すること。なお、機材によっては持ち込みを認めないことがある。

(2) 実施日時連絡

令和7年3月25日（火）までに、参加者に対して実施日、開始時間、会場を電子メールで連絡する。

(3) 第一次審査

参加者が6者以上の場合は、みどり自然課長の書面審査による第一次審査を実施し、第一次審査を通過した者のみプレゼンテーション審査を行う。

(4) 結果の通知及び公表

県は、審査の結果を参加者全員に電子メールで連絡する（3月31日を予定）。

また、最優秀提案者は、その商号又は名称を埼玉県ホームページに掲載し公表する。

なお、審査の経過などに関する問い合わせには一切応じない。

12 委託候補者の決定方法

選定委員会において、調査研究に係る企画立案・業務遂行能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を委託候補者（受託予定者）に決定する。

なお、主な評価項目は以下のとおりである。

- (1) 業務の目的を理解し、効果的な調査方法が提案されているか。
- (2) 各調査結果を基に、県に対する提言書を作成する体制が整えられているか。
- (3) 業務のスケジュールが実施可能なスケジュールとなっているか。
- (4) 業務を実施するにあたり、十分な運営体制が整えてられているか。

13 契約の相手方の決定方法

- (1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、委託候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 下記 14 (1) により委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等により委託候補者としての資格要件を失った時は、委託候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が 2 番目に高かった者を新たに委託候補者とする。

14 留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出（到達）したもの

オ 「9 企画提案書等の提出」に示す提出書類がないもの

カ 参加申請書に申請者の記名のないもの。また、記載内容が不鮮明でないもの。

キ 予算額、予定価格を超える金額で見積書を提出したもの

ク その他当該要領などの条件に違反したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和 7 年度歳入歳出予算案が議決されなかった時又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があった時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

(3) その他

提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

15 契約保証金

- (1) 上記 13 により委託元と合意に達した委託候補者は、埼玉県財務規則第 81 条第 1 項

の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。

- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 81 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

16 契約方法

本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

17 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託候補者は関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

委託候補者は、委託候補者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

委託候補者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）のほか、仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

委託候補者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

18 担当者連絡先

埼玉県環境部みどり自然課 みどり創出・担い手支援担当 加藤・藤原

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

（電話）048-830-3149

（FAX）048-830-3149

（メール）a3140-13@pref.saitama.lg.jp